

# 県内にぜん息児童が約5万人！ 求められる「被害者救済制度」



神奈川県内のぜん息児童は小・中学校合わせて約5万人（平成25年 神奈川県教育委員会「学校保健実態調査」）と推定されています。

横浜市を例にとると、同じ調査で小学生は15,327人（ぜん息被患率8.27%）、中学生は4,815人（ぜん息被患率5.91%）。政令市別にみると別表のとおりです。ぜん息被患率は全国平均で2～4%と言われる中で、横浜市内の児童のぜん息被患率は非常に高い数値となっています。

ぜん息はアレルギーやカビ、ダニ等の原因が一定程度あるものの、自動車排出ガス等によるSPM（浮遊粒子状物質）、特にPM2.5（微小粒子状物質）やNOX（窒素酸化物）等の大気汚染物質が主な原因で、国や自治体による被害者救済制度が必要です。

しかし、国は1988年に公害健康被害補償制度による新規認定を打ち切り、ぜん息患者に対する医療費助成制度があるのは川崎市などごくわずかです。この度、横浜と川崎でぜん息患者の被害者救済制度づくりについての学習会が行われます。是非ご参加ください。

～川崎公害裁判のドキュメンタリー映画～

「生きる権利」上映&学習会

日時：9月23日(金)18:30～

◆資料代 300円

場所：県民サポートセンター（横浜駅西口 徒歩7分）

横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 ☎045-312-1121

内容：＊映画「生きる権利」の上映

＊学習会「横浜の大気汚染と被害者救済」

講師 大場泉太郎(川崎公害病患者と家族の会 事務局長)

